

## 富山県ものづくり産業未来戦略検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 国の産業施策や国際的な技術動向、経済環境の変化等を踏まえ、本県ものづくり産業の更なる飛躍・発展に向け、今後の施策のあり方について、有識者や産業界等の専門的見地から幅広く意見をいただき、本県ものづくり産業未来戦略の内容の充実を図るため、「富山県ものづくり産業未来戦略検討会議」（以下「未来戦略検討会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 未来戦略検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)本県ものづくり産業を取り巻く現状と課題に関すること
- (2)本県ものづくり産業の今後の施策の方向性、将来像に関すること
- (3)具体的な戦略に関すること
- (4)その他未来戦略検討会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織・委員)

第3条 未来戦略検討会議は、知事が就任を依頼した別表に掲げる委員で構成する。

- 2 未来戦略検討会議には座長及び副座長を置き、知事が指名する。
- 3 座長は、未来戦略検討会議を進行する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 未来戦略検討会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めたるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員が欠席する場合、その旨をあらかじめ座長に申し出、当該委員が指名する者を代理人として出席させることができる。

### (庶務)

第5条 未来戦略検討会議の事務局は、富山県商工労働部商工企画課に置き、未来戦略検討会議の庶務を処理する。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、未来戦略検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。